

LS22

受験番号

2011 年度 甲南大学法科大学院入学試験問題

専門論文試験 民法・民事訴訟法

(120分)

受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は2ページまでである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は民法と民事訴訟法各1枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 解答は、該当する科目の解答用紙を使用すること。解答用紙を誤った場合、その答案は無効となる。
5. 答案は、横書きとする。
6. 答案は、実線内の番号に従って書き進めること。
7. 答案は、黒ボールペンまたは黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された答案は、無効となる。
8. 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直すこと。
9. 下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
10. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

専門論文試験 民法

〔事例〕

- 1 Aは、甲土地、その隣地である乙土地及び乙土地上にある丙建物を所有していた。
- 2 Aは、平成21年2月1日、Bに対し、甲土地を、期間3年、賃料月額5万円で賃貸して、引き渡した。
- 3 Aは、平成22年3月1日、Cに対し、丙建物を、期間2年、賃料月額10万円で賃貸して、引き渡した。
- 4 Aは、平成23年2月1日、Dに対し、甲土地、乙土地、丙建物を代金合計5000万円で売却し、同日付でDに対する所有権移転登記がされた。

〔設問〕

- 1 Dは、Bに対し、甲土地の明渡しを求めることができるか。
- 2 Dは、Bに対し、甲土地の賃料を請求できるか。
- 3 Dは、Cに対し、丙建物の明渡しを求めることができるか。
- 4 Dは、Cに対し、丙建物の賃料を請求できるか。

専門論文試験 民事訴訟法

- 1 XはYに対して3000万円の貸金債権を有している。返済期限が到来してもYがいつこうに返済しようとしないので、Yに対して返済を求める訴えを提起することにした。ただ、Yには十分な資産がないので、勝訴判決を得たうえで強制執行が可能な範囲(1500万円)で支払いを求める一部請求の訴えを実際には提起した。
- 2 この訴訟の口頭弁論において、Yは「たしかに3000万円は借り受けたが、そのうち500万円はすでに支払っている。また、Xに対しては1800万円の不動産の売買代金債権を有しているので、それを自働債権として相殺する。」と主張した。
- 3 審理の結果、「①XのYに対する貸付金は当初3000万円であったが、2010年6月1日に一部弁済として300万円を支払っている(Yの主張した500万円の弁済のうち200万円は別口債務への弁済であった。)。②YのXに対する不動産の売買代金債権は1800万円であり、相殺適状が存在する。」と裁判所は認定した。

[設問]

- 1 この訴訟の訴訟物は何か。
- 2 裁判所はどのような判決をすべきか。
- 3 裁判所が言い渡した判決がそのまま確定した後に、Yが前訴において自働債権とした売買代金債権1800万円の支払いを求める訴えをXに対して提起した場合、どのような問題が生じるのか説明しなさい。